

訪問介護重要事項説明書

<2025 年 1月 1 日現在>

1・当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-649-6046

担当 木村 友彦

★ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2・訪問介護事業所 ヒイラギ の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者名	ヒイラギ
所在地	東京都八王子市中野上町4丁目32-23 T・Mビル 3階
事業所番号	東京都指定事業者番号(1372909133)
サービスを提供する地域	八王子市

★ 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1 名()		管理 (兼務)	1 名()
サービス提供責任者	介護福祉士	2 名(兼務あり)	2 名()	業務監督調整	1 名()
事務職員		名()	名()		名()
従事者	介護福祉士	2 名()	5 名()		7 名()
	1～2級修了者	名()	5 名()	訪問介護	5 名()
	その他	名()	名()		名()

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	応相談	応相談	応相談
土・日・祭	○	○	応相談	応相談	応相談

★ 時間帯により料金が異なります。

★ 年末年始等のサービス提供時間の御利用希望の方はご相談ください。

★ 事業所の営業時間は平日・土曜 10:00～16:00となっております。(12月29日～1月3日お休

3・サービス内容

サービス開始前に利用者の方やご家族とよく話し合いの上内容を決定します。

『ケアの3原則(自己決定・残存能力の活用・生活の継続性)を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。』

(1) 身体介護

・ 食事介助

食事はできるだけ離床して行うようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食べることができるようケアします。また利用者とのコミュニケーションをとりながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

・ 入浴介助

安全に留意し心身に過度な負担をかけない様にすると共に、利用者のペースを尊重し、楽しい入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避けたり、入浴中に体調の変化があった時はただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなどの適切な対応をします。

・ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにオムツを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、出来る限り自立した排泄手段を考えて援助します。

・ 清 拭

心身に過度の負担を掛けないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせで行います。

・ 体位変換

医師による指示があった場合は指示どうり行ないます。

(2) 生活援助

・ 買い物

利用者の希望や要望を尊重して行います。利用者が自分で選び楽しむ機会を持てるよう外出の援助も考えます。

・ 調 理

利用者の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス、好み、味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。利用者の食習慣を尊重しつつ改善出来る部分は利用者と話し合って行います。

・ 掃 除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず利用者の家族の同意を得てから行います。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行います。

・ 洗 濯

衣類の素材に応じた適切な洗濯を行います。

(3) その他のサービス

- ・ 受診付添

医療機関への受診付添のほか、処方された薬の受け取りを行います。

- ・ 受診送迎

指定医療機関までの通院をケアプランに基づいて、乗降・身体介護を行います。

- ・ 服薬介助

医師により処方された薬の服薬介助・確認をします。

- ・ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助に繋げるようにします

- ・ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は介護保険のサービスとして利用することは出来ません。

- ・ ご家族の為にを行う行為や、ご家族が行うことが適当と判断できる行為。
- ・ ヘルパーが行わなくても日常生活に支障がない行為。
- ・ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為。

(例: 正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車両の掃除、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え)

4・利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割、2割又は3割
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 - 基本料金・昼間 - 】

{身体介護}	単位	利用者負担(1割)	
20分未満	163単位	181円	以降30分を増すごとに 82単位・91円加算
20分以上30分未満	244単位	270円	
30分以上1時間未満	387単位	428円	
1時間以上1時間30分未満	567単位	627円	
{身体介護に続き生活援助を行った場合}			
20分以上45分未満	65単位加算	72円加算	
45分以上70分未満	130単位加算	144円加算	
70分以上	195単位加算	216円加算	
{生活援助}			
20分以上45分未満	179単位	198円	
45分以上	220単位	244円	

※負担割合が2割の方は、上記負担額×2 となります。

※負担割合が3割の方は、上記負担額×3 となります。

- ★ 令和6年6月より、介護職員等処遇加算分として通常の料金に14.5%の加算と成ります。
- ★ 初回月のみサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は「訪問介護初回加算」として自己負担220円が加算されます。
- ★ 利用料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ★ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ★ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分
- ★ 追加料金については、その内容についても異なります。
- ★ 実施地域(八王子市)を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、1kmにつき100円となります。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 042-649-6046)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 25%
ご利用の 6時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%
ご利用の 2時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

(3) そ の 他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求書をお渡しいたします。

お支払い、又は、口座振替の確認が完了いたしますと、翌月領収書を発行します。

お支払方法は、**口座振替となります。**

口座からの引き落としは利用月の翌月末に行いますので残高の確認をお願い致します。

5・サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。 当社職員がお伺いいたします。

訪問介護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自 動 終 了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ 長期入院やリハビリ施設に入所した場合（3カ月以上）
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

④ そ の 他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を 2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6・当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① サービス提供責任者の作成する訪問介護計画に基づき、お客様が日常生活を営むのに必要な援助を行います。
- ② 親切丁寧に行うことを旨とし、お客様又はそのご家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行います。
- ④ 常にお客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、お客様または、そのご家族に対し適切な相談及び助言を行います。
- ⑤ 第三者評価について、当事業所は実施しておりません。
- ⑥ 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	応相談	変更を希望される方はお申出下さい
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	年1回程度の研修会を実施
サービスマニュアルの作成	○	
そ の 他		

7・秘密保持

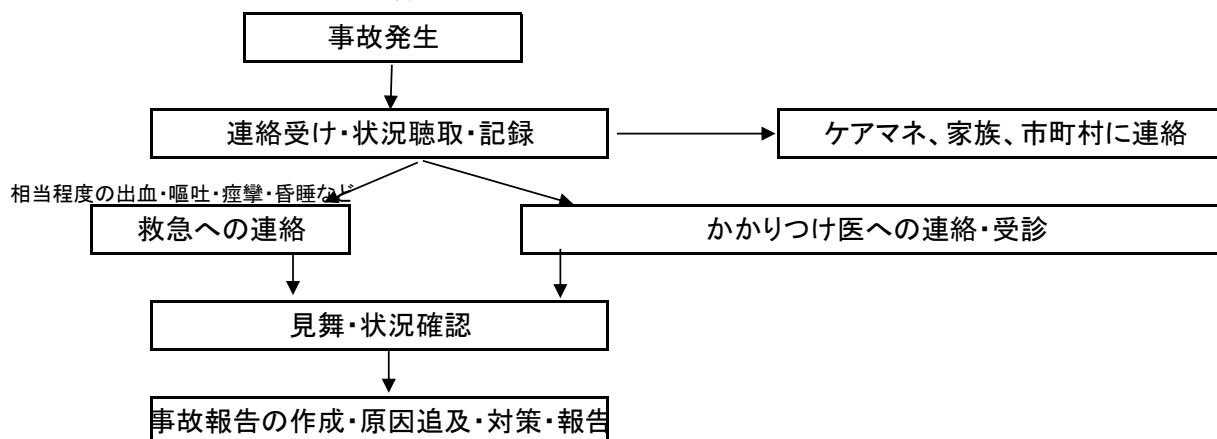
当社及び当社のサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8・緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病院名・主治医氏名	
	連絡先(電話番号)	
ご家族	氏 名(続柄)	
	連絡先(電話番号)	
ヒイラギ	氏 名(訪問介護代表)	木村 友彦
	連絡先(24時間対応可能)	042-649-6046

9・利用者居宅での事故対応手順



10・サービス内容に関する苦情

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し込み下さい。

① 当社お客様相談・苦情担当（月～土曜日 9:00～18:00）

担当 お客様サービス係 電話 042-649-6046

当事業所 苦情解決責任者 代表 木村 友彦

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八王子市高齢者福祉課 電話 042-620-7420

国民健康保険連合会 電話 03-6238-0177

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、関係者・関係機関への連絡調整を行うとともに、仔細を記録に残し、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
（時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する）

③ その他参考事項

- ・ 当事業所において処理し得ない内容についても、保険者・国保連との協力により、適切な方法を利用者の立場にたって検討し対処する。
- ・ 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ・ 当事業所は第三者評価について、実施はしていません。

11・当社の概要

法人種別・名称	合同会社 ヒイラギ
代表者役職・氏名	代表社員・木村 友彦
本社所在地	東京都八王子市中野上町4丁目32-23 T・Mビル 3階
定款の目的に定めた事業	① 居宅介護支援 ② 訪問介護 ③ 予防訪問介護 ④ 訪問型サービスA
営業所数	1ヶ所